



港湾整備事業（補助）の手引きの送付について（送付）

技術基準の種類：例規
通知日：平成6年1月26日

（案）

（番 号）
平成6年1月26日

倉吉土木事務所長
米子土木事務所長
鳥取港湾事務所長

様

港 湾 課 長

港湾整備事業（補助）の手引きの送付について（送付）

このことについて、別添資料を送付いたしますので、業務の参考としてください。

（別冊あり）

鳥取県土木部
港湾課長 殿

事務連絡
平成5年12月24日

運輸省港湾局建設課
専門官 吉岡 忠

港湾整備事業（補助）の手引きの送付について

港湾整備の補助事業に係る補助金等交付申請については、補助金等に係る予算の適正化に関する法律及び港湾関係補助金等交付規則（運輸省令）といった法令に基づく他、細部については港湾関係補助金等交付規則実施要領（港湾局最適達）の定めによることとしております。

運輸省港湾局では、補助事業の申請事務及び交付決定の迅速化を図るなどの目的から、平成5年度より試行的に交付申請書の書式及び添付図面の簡素化を図ったところです。本資料は、これを機会に、さらに補助金等交付申請事務の円滑化に資することを目的として、運輸省港湾局、港湾建設局、港湾管理者の補助事業に携わる方々の業務用資料としてとりまとめたものです。

本資料の内容は、港湾整備事業の概要、補助事業の事務手続き全般、関係通達、質疑応答事例から構成されておりますが、今後、さらに記載内容を吟味の上、加筆修正すべき点や、また掲載内容の追捕にも努める必要があるものと考えております。

今後、本資料を利用される中で、本資料に対する要望、御意見を寄せていただければ幸いです。

なお、貴管内の地方港湾管理者である市町村には、印刷部数の関係から、本資料を配布しておりませんので、貴職から周知していただくようお願いいたします。